

北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定

協定発効日 令和4年3月30日

（目的）

第1条 本協定は、北海道資源管理方針（令和2年12月25日公表）別紙1-4及び別紙1-5に定めるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の管理に関して、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）漁業管理区分の漁獲可能量を超えないように漁獲可能量の管理を行うことを目的として、本協定に参加している団体（以下「参加団体」という。）及び参加団体に所属する全ての構成員（以下「参加漁業者」という。）により、漁獲可能量を遵守するための具体的な取組を行い、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の保存及び管理を図るものである。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 くろまぐろ（小型魚） 北海道資源管理方針別紙1-4に定めるくろまぐろ（小型魚）をいう。
- 二 くろまぐろ（大型魚） 北海道資源管理方針別紙1-5に定めるくろまぐろ（大型魚）をいう。
- 三 定置網漁業（知事が免許する漁業で漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第60条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業（小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。）並びに北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号。）第5条第1項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。
- 四 沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会又は太平洋広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。）
- 五 まぐろはえ縄漁業（渡島海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）
- 六 まぐろ釣り漁業（日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）
- 七 まぐろを採捕する漁業（定置網漁業、沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業以外のくろまぐろ（小型魚）又はくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業をいう。）
- 八 操業 くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第3条 本協定の対象となる水域は、北海道資源管理方針別紙第1－4及び別紙1－5に定める水域とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）とする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、定置網漁業、沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業及びまぐろを採捕する漁業とする。

（資源管理の目標）

第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙第2－1及び同別紙第2－2に定める目標とする。

2 前項の目標を踏まえ、本協定では、北海道くろまぐろ（小型魚）漁業管理区分及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業管理区分の漁獲可能量の適切な管理を目指すものとする。

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 北海道くろまぐろ（小型魚）漁業管理区分及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業管理区分に配分された数量については、別紙に定める割当区分ごとに管理することとし、第13条に規定する管理委員会（以下「管理委員会」という。）において、過去の漁獲実績等に基づき配分した割当区分ごとの漁獲枠（以下「漁獲枠」という。）を参加団体及び参加漁業者は遵守するものとする。

二 参加漁業者は、自らが所属する参加団体の漁獲量の総量が、参加団体の漁獲枠の7割に到達した後においては、管理委員会の指導に従い、操業自粛等の措置を行うとともに、参加団体の漁獲枠の9割5分に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日までくろまぐろ（小型魚）又はくろまぐろ（大型魚）を対象とする操業を取り止める、若しくは全て放流するものとする。

三 都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国からの追加配分等に伴い数量に変更が生じる場合については、過去の漁獲実績等に基づき管理委員会が定めたルールに従い、それぞれの漁獲枠から加除するものとする。

四 前二号の規定にかかわらず、漁獲枠の追加配分等により前二号の規定に該当しなくなった場合は、くろまぐろ（小型魚）又はくろまぐろ（大型魚）を対象とする操業をすることができる。

（取組の履行確認に関する事項）

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、適宜、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加団体は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、管理委員会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

- 第7条 参加団体は、法第30条、第58条において読み替えて準用する第52条及び第90条の規定に基づき、漁獲量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を知事に報告するものとする。なお、これらの報告は北海道特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年北海道規則第104号）に基づく漁獲報告をもって代えることができるものとする。
- 2 参加漁業者は、くろまぐろ（小型魚）又はくろまぐろ（大型魚）の採捕又は放流があった場合は、操業状況を操業日誌に記載し、所属する参加団体に報告するものとする。
 - 3 参加団体は、毎日の漁獲数量について、インターネットを利用したクロマグロ資源管理システムを通じて管理委員会に報告するものとする。
 - 4 参加団体は、協定の実施のために必要な履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道及び管理委員会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

- 第8条 第5条の具体的な取組のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の検証は、前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、管理委員会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第9条 参加漁業者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について管理委員会で調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、管理委員会は当該参加漁業者の違反を北海道に申し出るとともに、当該参加漁業者の所属する参加団体に対し、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 前項の管理委員会が講ずる必要な措置は以下のとおりとする。
 - 一 参加団体がそれぞれの漁獲枠を超過した場合には、当該超過した数量を当該参加団体に対し翌管理年度の漁獲枠から差し引く。
 - 二 前号において差し引いた数量は、留保に繰り入れるか、又は、必要に応じ、当該参加団体以外の参加団体に対し追加配分する。

- 4 第1項の調査及び協議の結果、参加漁業者が本協定に違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあつては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、管理委員会は、当該参加漁業者を離脱させるものとする。
- 5 第1項の調査及び協議の結果並びに第2項及び第4項の違反の程度の認定の承認に当たっては、管理委員会の決議を経るものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

- 第10条 第13条第1項の管理委員会は、本協定に参加しようとする団体に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、管理委員会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 2 参加団体の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加団体は、管理委員会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
 - 3 参加団体が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加団体は、管理委員会に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、管理委員会が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

- 第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から3年間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）とする。

（議決権及び決議）

- 第12条 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領等の制定、変更及び廃止等の本協定の決議は、管理委員会の決議によるものとし、管理委員会の委員（以下、「管理委員」という。）の3分の2の同意をもって行うものとする。

（管理委員会の設置）

- 第13条 本協定を円滑に実施するため、管理委員会を設置する。
- 2 管理委員は、19名以内とし、別に定める管理委員会設置要領に基づき管理委員を選出する。
 - 3 管理委員会の事務局は、北海道クロマグロ資源管理体制強化推進協議会に設置するものとする。

（管理委員会の機能）

- 第14条 管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 協定に違反した参加団体に対する措置に関する事務、協定への参加又は協定への脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
- 2 管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、管理委員のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
 - 3 管理委員会は、第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加団体から徴収することができるものとする。

（その他）

第 15 条 本協定に定めのない事項については、管理委員会で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（本協定の参加団体）

別紙に定める参加団体等

別紙

第5条において別紙に定める割当区分

割当区分		
管理海域	所管振興局	参加団体
オホーツク 根室海域	オホーツク総合振興局	ウトロ漁業協同組合 斜里第一漁業協同組合 網走漁業協同組合 西網走漁業協同組合 常呂漁業協同組合 佐呂間漁業協同組合 湧別漁業協同組合 紋別漁業協同組合 沙留漁業協同組合 雄武漁業協同組合
	根室振興局	落石漁業協同組合 根室漁業協同組合 歯舞漁業協同組合 根室湾中部漁業協同組合 別海漁業協同組合 野付漁業協同組合 標津漁業協同組合 羅臼漁業協同組合
太平洋海域	釧路総合振興局	白糠漁業協同組合 釧路市漁業協同組合 釧路市東部漁業協同組合 昆布森漁業協同組合 厚岸漁業協同組合 散布漁業協同組合 浜中漁業協同組合
	十勝総合振興局	広尾漁業協同組合 大樹漁業協同組合 大津漁業協同組合
	日高振興局	ひだか漁業協同組合 日高中央漁業協同組合 えりも漁業協同組合
	胆振総合振興局	いぶり噴火湾漁業協同組合

		室蘭漁業協同組合 いぶり中央漁業協同組合 苫小牧漁業協同組合 鷗川漁業協同組合
日本海海域	宗谷総合振興局	枝幸漁業協同組合 頓別漁業協同組合 猿払村漁業協同組合 宗谷漁業協同組合 稚内漁業協同組合 利尻漁業協同組合 香深漁業協同組合 船泊漁業協同組合
	留萌振興局	遠別漁業協同組合 北るもい漁業協同組合 新星マリン漁業協同組合 増毛漁業協同組合
	石狩振興局	石狩湾漁業協同組合
	後志総合振興局	小樽市漁業協同組合 余市郡漁業協同組合 東しゃこたん漁業協同組合 古宇郡漁業協同組合 岩内郡漁業協同組合 寿都町漁業協同組合 島牧漁業協同組合
	檜山振興局	ひやま漁業協同組合
渡島海域	渡島総合振興局	松前さくら漁業協同組合 福島吉岡漁業協同組合 上磯郡漁業協同組合 函館市漁業協同組合 銭亀沢漁業協同組合 戸井漁業協同組合 えさん漁業協同組合 南かやべ漁業協同組合 鹿部漁業協同組合 砂原漁業協同組合 森漁業協同組合

		落部漁業協同組合 八雲町漁業協同組合 長万部漁業協同組合
--	--	------------------------------------